

平成28年2月25日

報道機関各位

「新方式の液化炭酸ガス用気化器の販売開始について」
～高圧ガス保安法の「製造」行為に該当しないシステム～

日本液炭株式会社（社長；今川雅博 太陽日酸グループ）では、従来よりも安全で簡便に炭酸ガスを利用できる新方式の気化器を開発し、平成28年3月より販売を開始します。

1. 背景

工業用（溶接用、排水中和用、食品・農業分野等）に利用される炭酸ガスは、使用量に応じ可搬式低温容器（通称：LGC）により液体の状態届けられ、「気化器」を通して液化炭酸ガスを気化して利用されています。

この気化の行為は、LGC内の圧力が約2MPaであるため、高圧ガス保安法による「製造(*1)」に該当し、お客様が高圧ガス製造事業所の許可等を取得する必要があります。

2. 新方式気化器の概要

当社が開発した新方式の気化器は、圧力検知器と自動切替弁を有し、LGC容器内の圧力が1MPa以上の場合には上部の気層から炭酸ガスを取り出し(*2)、LGC容器内の圧力が1MPa未満の場合には下部の液層から液化炭酸ガスを取り出して気化コイルに導入(*3)するため、高圧ガスの「製造」行為を行わずに、安全・簡便(*4)に炭酸ガスを利用することが可能となります。

（本方式の有効性が認められ、特許も取得しております。 特許第5860945号）

また本方式を大型貯槽（CE）と組み合わせたシステムも開発中であり、別途 販売予定です。

3. 今後の予定

LGC対応型の新方式の気化器は、平成28年3月より販売を開始します。

(*1)；液化ガスを気化させた時、気化後の圧力が高圧ガスである1MPa以上の場合の状態変化

(*2)；高圧ガスの「消費」扱い。

(*3)；液化ガスを気化させた時、気化後の圧力が高圧ガスではない1MPa未満の場合の状態変化は、「製造」行為に該当しません。

(*4)；高圧ガス保安法の「製造許可申請」や、「保安監督者の選任」等が不要となります。

本件に関するお問い合わせ先

日本液炭株式会社 事業統括本部 炭酸事業部

炭酸ガス営業部 中内、佐藤

TEL 03-6722-2251

設計コンセプト

従来の気化器



新型気化器



